

る事のみなり、我世さかんなるをりに、領知財寶をそなへ參らすることを、誠の心ざしにてはあらめど宣ふを聞て、滿座感涙を催し侍りぬ、各尤として則誓紙をかゝせ給ふ、其詞云、

敬白 起請

一就今度聚樂第行幸、被仰出之趣、誠以難有催感涙事、

一禁裏御料所地子以下、并公卿門跡衆所々知行等、若無道之族於有之者、爲各堅加意見、當分之儀不及申、子々孫々無異儀之様可申置事、

一關白殿被仰聽之趣、於何篤聊不可申違背事、略中

さて今日は和歌の御會と定められつれども、御逗留の間翌日迄さしのべ給ふ、略中 三日目、略中

日略けふの和歌の御會をりにあひて尤殊勝となん、略中 四日目、略中 舞御覽、略中 五日目、略中

日還幸也、殿下參り給て、獻々御祝事ともあり、やがて又行幸御申さたあるべき御あらましなど、こまやかに契らせ給ひ、午刻ばかりに鳳輦をよせさせ給ひて、行幸の日の如く、前駟より次第次第に沓をひき、馬上には轡つらを勒し、御心閑なる還幸なり、

〔聚樂亭兩度行幸記〕天正二十年元年文祿 壬辰聚樂亭關白秀次申沙汰行幸

正月二十六日、巳下刻ニ出御、後ニ聞鳳輦ノ中依温氣少御心惡ト、若爲風雨五日可有御逗留歟ニテ、和歌御會御延引之風聞在之候、然御氣色無異儀ニヨリ、和歌御會在之、二十七日、若雨ナラバノ用心ニ、御獻ヲ後ニ、先舞御覽在之、略中 六物大臣門跡諸卿雲客有差別、別々記之、先年ハ領地相添、此度ハ當座ニ銀子可被出風聞在之シニ、堂上ニ小袖一重大刀計ニテ候シ、案外ノ各氣色也、一咲一咲、二十八日、還幸催早シ、巳上刻ニ出御、進物共鳳輦ノ御跡、左大臣ノ先へ持セ練見物之京童咲之、左府ハ財寮ノ様也ト、

〔聚樂第行幸記〕天正二十年正月二十六日、行幸聚樂第、略中 同二十八日、還御、